製品安全データシート

改訂日：2007年9月20日

1. 製品及び会社情報

製品名	2-プロパノール
会社名	米山薬品工業株式会社
住所	大阪市中央区道修町２丁目３番１１号
担当部門	品質管理課
電話番号	(06)6393-4001
FAX番号	(06)6396-7714
緊急連絡先	米山薬品工業（株）三国工場
整理番号	AB0171

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性：引火性液体： 区分2

健康に対する有害性：
急性毒性（経口）： 区分5
急性毒性（経皮）： 区分5
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性： 区分2A-2B
生殖毒性： 区分2
特定標的臓器・全身毒性： 区分1（中枢神経系、腎臓、全身毒
区分3（気道刺激性）
特定標的臓器・全身毒性： 区分2（血管、肝臓、脾臓）
吸引性呼吸器有害性： 区分2

＊記載のないものは「分類対象外」,「分類できない」または「区分外」。

ラベル要素

絵表示又はシンボル

注意喚起語：危険

危険有害性情報：
引火性の高い液体及び蒸気
飲み込むと有害のおそれ（経口）
皮膚に接触すると有害のおそれ（経皮）
強い眼刺激
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
中枢神経系、腎臓、全身毒性の障害
呼吸器への刺激のおそれ
長期又は反復ばく露による血管、肝臓、脾臓の障害のお
飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ

注意書き：
【安全対策】
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
使用前に取扱説明書を入手すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。
個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けるこ
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
容器を密閉しておくこと。
【救急処置】
火災の場合には適切な消火方法をとること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
飲み込んだ場合：無理して吐かせないこと。
眼に入った場合：水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
皮膚（又は毛髪）に付着した場合：直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。
ばく露又はその懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合：直ちに医師の診断、手当てを受けるこ
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
【保管】
容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。
【廃棄】
内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成､成分情報

単一製品･混合物の区別	単一製品
化学名	2-プロパノール
別名	イソプロピルアルコール，IPA
成分及び含有量	９９．９ %以上。
危険有害成分	2-プロパノール
化学式又は構造式	◇分子式…C３H８O ◇示性式…（CH３）２CHOH
官報公示整理番号	◇化審法…（２）－２０７ ◇安衛法…公表
CAS No.	６７－６３－０ ◇TSCA…有り ◇EINECS…２００６６１７

4. 応急措置

眼に入った場合	１．眼に入って場合は、流水で十分洗う。
皮膚に付着した場合	１．汚染した衣服を脱ぎ、触れた部分を流水で十分洗い流す。
吸入した場合	１．吸入した場合は、酸素吸入を行う。
飲み込んだ場合	１．吐かせない。医療機関に連絡。

5. 火災時の措置

消火方法	
消火要領	１．耐アルコール泡を用いて一挙に消火する。 ２．初期消火は、二酸化炭素、粉末、消火器が有効である。 ３．容器を安全な場所へ移動する。 ４．移動不可能な場合は、容器に注水して冷却する。
消防活動装備	１．防護衣。 ２．防火服。 ３．耐熱服。 ４．空気呼吸器。 ５．循環式酸素呼吸器。 ６．ゴム手袋。 ７．ゴム長靴。
消火剤	１．耐アルコール泡、二酸化炭素、粉末。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	作業の際には適切な保護具を着用し風上から作業して、風下の人を退避させる。
環境に対する注意事項	河川等へ排出され環境への影響を起こさないように注意する。
除去方法	１．土砂等で流出防止を図り、回収する。 ２．蒸気発生が多い場合は、噴霧注水により蒸気発生を抑制する。

7. 取扱い及び保管上の注意

注意事項	引火性が高い。眼を刺激する。蒸気は眠気あるいは吐き気を催すことがある。
安全取扱い注意事項	子供の手の届かない場所に保管する。容器を気密して保管すること。発火源から離して保管する一禁煙。皮膚および眼との接触を避ける。眼に入った時は、直ちに多量の水で洗い流し医師の診察を受ける。
取扱い	１．刺激性。 ２．引火性液体。 ３．熱源、火花、裸火との接触禁止。 ４．蒸気の吸入を避ける。 ５．眼、皮膚、衣服との接触を避ける。 ６．取扱後完全に洗浄。 ７．蒸気は遠距離引火の可能性がある。
保管	１．吸湿性。 ２．密封。 ３．冷乾燥場所に保管。 ４．火災下容器爆発することがある。
安全な容器包装材料	ガラス。

8. 暴露防止及び保護措置

安全管理上の留意事項	１．火気厳禁とする。 ２．エチルアルコール参照。
管理濃度	４００ppm
許容濃度	ACGIH（２００３年） TLV－TWA　２００ppm TLV－STEL　４００ppm 日本産業衛生学会勧告値（２００３年） ４００ppm（上限値） ９８０mg／m３（上限値） OSHA PEL TWA　４００ppm NIOSH REL TWA　４００ppm ８００ppm／１５M（上限値） MSHA TWA　４００ppm ９８０mg／m３
設備対策	
安全管理･ガスの検知	１．測定器：可燃性ガス・有毒ガス測定器、可燃性ガス警報器、ガス検知器。 ２．検知管：アルコール用。
貯蔵上の注意	１．吸湿性。 ２．密封。 ３．冷乾燥場所に保管。 ４．火災下容器爆発することがある。
保護具	１．換気または呼吸用保護具。 ２．保護手袋。 ３．安全シャワー。 ４．安全ゴーグル。 ５．洗眼器。

9. 物理的及び化学的性質

外観等	無色透明の流動性液体。可燃性。刺激のないアルコール臭。

	特徴：アルカロイドゴム、セラック、サンダラック、ロジン、乳香、エステルなど数多くの物質を溶かす。 蒸気圧：４．４kPa（２０℃）、相対蒸気密度（空気＝１）：２．１、２０℃での蒸気／空気混合気体の相対密度（空気＝１）：１．０５、log Pow（オクタノール／水分配係数）：＜０．２８。
密度(比重または嵩比重)	０．７８６３（２０／２０℃）
溶解性	水、アルコール、エーテルに可溶。
pH	該当情報なし。
爆発限界	２．０～１２．７vol.%（９３℃）（空気中）
沸点	８２．４℃
融点	－８９．５℃
引火点	１１．７℃
発火点	４６０℃

10. 安定性及び反応性

危険有害な分解生成物	一酸化炭素。
加熱･燃焼	危険性有 １．引火爆発を起こす。閉鎖された場所で発火源があれば危険が大きい。
水との接触	危険性無
空気との接触	危険性有 １．爆発性混合ガスをつくる。
混触等	危険性有 １．酸化剤、無機酸類（特に硫酸、濃硝酸、ハロゲン類、三塩化リン）と危険な反応がある。

11. 有害性情報

皮膚に触れた場合	１．湿疹等皮膚炎を起こすことがある。
眼に入った場合	１．眼に入ると角膜を侵す。
吸入した場合	１．蒸気を吸入すると麻酔性粘膜刺激性がある。 ２．血圧低下を起こす。 ３．濃厚な蒸気を吸入すると、悪心嘔吐呼吸障害を起こすことがある。
飲み込んだ場合	１．咽頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、し（嗜）眠。
刺激性	ラビット　５００mg；MILD（皮膚） ラビット　１０mg；MODERATE（眼） ラビット　１００mg；SEVERE（眼） ラビット　１００mg／２４H；MODERATE（眼）（RTECS）
急性毒性	
吸入毒性	マウスLCLo：１２，８００ppm／３H ラットLC５０：１６，０００ppm／８H
経口毒性	マウスLD５０：３，６００mg／kg ラットLD５０：５，０４５mg／kg
経皮毒性	ラビットLD５０：１２，８００mg／kg
がん原性	IARC；グループ３ ACGIH；A４
変異原性	染色体異常；ラット（生体内・吸入）；陽性

12. 環境影響情報

生態影響	ファットヘッドミノーLC５０（９６hrs）；１０，４００mg／l
分解性･濃縮性	微生物等による分解性が良好と判断される物質。（化審法既存点検）

13. 廃棄上の注意

１．アフターバーナーおよびスクラバー付きのインシナレーター（灰化炉）の中で焼却。燃え易いので十分注意しながら点火すること。

14. 輸送上の注意

運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷くずれの防止を確実に行う。

IMDG	クラス３　等級II
ICAO／IATA	クラス３　等級II　PAT３０５（５ｌ）Y３０５（１ｌ）CAO３０７（６０ｌ）
国連番号／国連分類	UN１２１９（イソプロパノール）クラス３　等級II

15. 適用法令

化学物質管理促進法(PRTR法)	該当しない
毒物及び劇物取締法	該当しない
消防法	第２条危険物第４類アルコール類（４００ｌ）
バーゼル法	第２条特定有害廃棄物等（０．１重量%を超えるもの）
労働安全衛生法	施行令別表第１危険物（引火性の物） 施行令第１８条名称等を表示すべき有害物（イソプロピルアルコール及びこれを含有する製剤その他のもの。ただし含有量が５重量%以下のものを除く）、施行令第１８条の２〔名称等を通知すべき有害物（ＭＳＤＳ対象物質）〕 施行令別表第６の２有機溶剤（第２種有機溶剤）
外為法	輸出令別表第２の３５の２項（０．１重量%を超える廃棄物）
船舶安全法	危規則第３条危険物等級３引火性液体類（正３容器等級２）
航空法	施行規則第１９４条危険物引火性液体（G等級２）
港則法	施行規則第１２条危険物（引火性液体類）

16. その他の情報

引用文献	化学品安全管理データブック(化学工業日報社)

記載内容のうち、含有量、物理／化学的性質等の数値は保証値ではありません。危険･有害性の評価は、現時点で入手できる資料･情報　データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅した訳ではありませんので取り扱いには十分注意して下さい。